

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「職員」を「非常勤職員」に改める。

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める日）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 子の一歳に達する日

二 子の養育の事情に応じ、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める日
第三条に次の一号を加える。

六 非常勤職員にあつては、前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事情に該当することとなったこと。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。